

Straight away

IFRS bulletin from PwC

13 May 2011

IASB と FASB が公正価値の測定および開示に関するガイダンスを公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、米国財務会計基準審議会 (FASB) との公正価値測定に関する共同プロジェクトを完了し、国際財務報告基準 (IFRS) 第 13 号「公正価値測定」を公表しました。

IFRS 第 13 号は、公正価値の測定方法を説明し、公正価値に関する開示の強化を目指したものです。当基準には、いつ公正価値を測定すべきかに関する記述はなく、公正価値測定の範囲を拡大することを求めるものでもありません。

当プロジェクトは、公正価値の測定方法に関して IFRS と米国会計基準 (US GAAP) をコンバージェンスしようとするものですが、いつ公正価値測定が要求されるのか、いつ初日の損益を認識できるのかなど、特定項目については依然として差異が残ることになります。

主な規定

適用範囲

IFRS 第 13 号の適用指針は、IFRS 第 2 号「株式報酬」、もしくは IAS 第 17 号「リース」の適用対象となる取引や、他の基準によって要求される公正価値に類似しているが公正価値ではない、他の特定の測定 (たとえば、IAS 第 36 号「資産の減損」の使用価値) には適用されません。

公正価値の定義

公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格 (出口価格) です。そのため、負債の公正価値には、不履行リスク (すなわち、企業の自己の信用リスク) が反映されています。

主要な市場または最も有利な市場

公正価値の測定は、資産を売却する取引または負債を移転する取引が、その資産もしくは負債についての主要な市場、または主要な市場がない場合にはその資産もしくは負債について最も有利な市場で行われると仮定します。

主要な市場とは、資産または負債に関して最大の取引量および取引頻度である、その企業がアクセス可能な市場のことをいいます。

市場参加者の仮定

公正価値は、市場参加者が用いるものと同じ仮定を用い、その資産もしくは負債に関して市場参加者が考慮するものと同じ特性を考慮して測定されます。公正価値は、企業固有の測定ではなく、市場ベースの測定です。

最有効使用

非金融資産の公正価値だけは、市場参加者によって決定される資産の最有効使用に基づいて決定されます。



ビッド価格とアスク価格

資産ポジションのビッド価格や負債ポジションのアスク価格がその状況における公正価値を最もよく表す場合、それらの価格の使用が認められますが、強制はされません。

公正価値とヒエラルキー

公正価値測定は、使用される評価技法へのインプットの種類に基づき、以下の3つのレベルのヒエラルキーに分類されます。

- レベル1のインプットは、測定の対象となる資産または負債と同一の項目に関する活発な市場における公表価格です。現行のIFRSと首尾一貫して、活発な市場における公表価格がある場合（すなわち、レベル1のインプット）、企業は、公正価値を測定するときには調整せずにその価格を用います。
- レベル2のインプットはその他の観察可能なインプットです。
- レベル3のインプットは、観察不能なインプットですが、にもかかわらず市場参加者が資産または負債の適切な価格を決定する際に用いるであろう仮定を反映するものでなければなりません。

それぞれの公正価値測定は、その公正価値測定にとって重要性の高いインプットのうち最も低いレベルのものに基づいて分類されます。

開示

当基準は、報告企業の大幅な負担の増加につながり得る開示の強化規定を含んでいます。これらの規定は、IFRS 第7号「金融商品：開示」の規定に類似していますが、金融資産および負債だけでなく、公正価値で測定されたすべての資産および負債に適用されます。

要求される開示項目には以下が含まれます。

- 公正価値測定が分類されるヒエラルキーのレベルに関する情報
- レベル1と2の間の振替額
- 公正価値測定の技法とインプット、および評価技法の変更
- 期首残高と期末残高の調整表、使用された観察不能なインプットおよび仮定についての定量的情報、整備された評価管理プロセスの説明、および経常的なレベル3測定の感応度に関する定性的議論を含むレベル3の測定に関する追加の開示

経過措置および発効日

IFRS 第13号は、2013年1月1日以降に開始する会計年度から適用され、早期適用も容認されます。最初に適用される年度の開始時点から将来に向かって適用されます。

新しいガイダンスの開示規定は、IFRS 第13号の初度適用前の期間の比較情報に適用する必要はありません。

影響を受ける企業は？

ほとんどすべての企業が公正価値を使用しているため、新しい規定の影響を受けるでしょう。現在の公正価値測定の一部に変更（たとえば、ビッド/アスク・スプレッドや自己の信用リスクを含めること等）が必要であり、これは金融機関や投資会社に大きな影響を与えます。しかし、すべての企業に適用となる開示強化規定もあります。

次のステップは？

財務諸表作成者は、現在IFRSの下で要求されている公正価値測定の性質および範囲について評価を開始する必要があります。経営者は、現在、使用している測定技法があれば、新しいガイダンスの結果としてどの測定技法を変更しなければならないか、また、どのような追加の開示が必要になるかを判断する必要があります。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. "PwC" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm's professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.